

父子家庭に対する支援の充実を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災によって、大変多くの尊い人命が失われ、被災した方々は今なお不自由な生活を余儀なくされています。

一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている中、第177回国会において東日本大震災復興基本法が成立。

同法には被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性や子ども・障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきことと記されていましたが、経済的弱者である死別のひとり親家庭への支援が思うように進んでいません。

今回の震災で父子家庭となられた方々の生活実態は、離別とは異なり、妻を突然失い生業や住居を失い、更には家や車の債務を負うという状態にあります。こうした中、仕事を求めて故郷を離れる方々を見受けるにつけ、孤立化が心配され時には子どもを置いて自死に至るケースも報道されております。

よって、国会及び政府におかれましては、こうした悲劇を繰り返さないためにも、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」についても支援対象とされるよう下記政策についての早急な実施を求めます。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるように改正すること
- 2 東日本大震災における被災された父子家庭支援として、早急に母子寡婦福祉資金貸付金・高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

宮城県東松島市議会 議長 五野井 敏夫

提出先

衆議院議長	横 道 孝 弘	様
参議院議長	平 田 健 二	様
内閣総理大臣	野 田 佳 彦	様
財務大臣	安 住 淳	様
厚生労働大臣	小宮山 洋 子	様